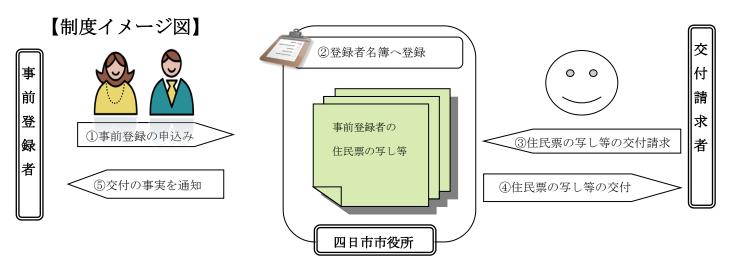
四日市市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について

事前に登録しておくと、住民票の写しや戸籍謄本などを、

代理人や第三者に交付した場合に、登録者ご本人へ交付の事実をお知らせします。



- ❷ 本人通知制度とはどんな制度ですか
- ▲ 事前に登録した人の住民票の写しや戸籍謄本などを、代理人や第三者に 交付した場合に、登録者本人に交付の事実を知らせる制度です。
- ❷ どのような人が登録できますか
- ▲・四日市市の住民基本台帳または戸籍の附票に記載されている人(除かれた人を含む)
 - ・四日市市の戸籍に記載されている人(除かれた人を含む)
- ▲ ○申込みの方法 所定の申込書と右表の書類を提示・提出してください。

○申込み場所 四日市市役所1階 市民課

- ♀ どのようなことが通知されるのですか。
- ▲ ○証明書の交付年月日

○交付した証明書の種別と部数

○交付請求者の種別(代理人、第三者など)※注意

- ❷ 登録期間はどのくらいですか。
- ▲ 登録期間は無期限です。
- 本 市外に在住されている方又は疾病などやむを得ない理由がある方は、 郵送で事前登録の申込みができます。

手続きできる人と必要な書類 (注)原本が必要です

手続き できる人	必要な書類
事前登録 希望者本人	本人確認書類 マイナンバーカード 運転免許証 パスポート など
未成年者の法定代理人	・法定代理人の本人確認書類・未成年者の戸籍謄本等 (四日市市に本籍が無い人)※15歳以上の方は、本人からの申請可能
成年後見人	・成年後見人の本人確認書類 ・後見人であることが確認できる書 類(登記事項証明書など)
代理人	・代理人の本人確認書類・委任状

※注意 交付請求者の氏名、住所などは 通知されません

お問合せ先 四日市市役所 市民課 電 話 059-354-8152